

弁護士会が弁護士を 育てるとのこと

今年度、司法修習と研修を担当しています。少し前には司法研修所の民事弁護教官でしたので、その経験も踏まえて書いてみますと…。

法曹養成は弁護士養成

法曹の一生を研鑽の面からみると、法科大学院→(司法試験)→司法研修所→(法曹資格)→継続研修、となります。そのときどきで、各自が必要な研鑽を積み、よりよい法曹を目指すのは、弁護士も裁判官も検察官も同じでしょう。

しかしここで法曹資格者の9割近くは弁護士であるということは、もっと意識されてもいいと思います。法曹養成は、言ってみれば弁護士養成なのです。

この弁護士の養成に弁護士会がどう関わるべきなのか。

これは、教官のときからずっと考えてきたことです。私の感覚では、弁護教官たちは、懸命に同業のライバルを育てている健気な人たちです。裁判所も検察庁も、現在は、司法研修所では基礎的なことを教え、裁判官や検察官になった後の教育を重視するという姿勢を打ち出していると思いますが、私には、弁護士会にはどうもそういう総合戦略らしきものはないように思えます。教官たちは、膨大な知識をなんとか系統だって修習生に身につけさせようと躍起になり、弁護士会の人たちはそれが当然だと思い、「弁護士養成」という長い道のりの中核は司法研修所だと思っているフシがあります。

しかし、どうもそれは違う。法曹養成を線で考えれば、法科大学院と司法研修所の導入・集合修習と弁護士会が担う実務修習と、弁護士登録後の継続研修は、何をどこで学ぶのか共通のイメージを持ち、それぞれが連携しあって、より市民に信頼され、社会で重要な仕事をする弁護士を育てて行く必要があるのではないのでしょうか。



副会長 兼川 真紀 (48期)

主な担当業務: 財務、会館、弁護士研修、司法修習、民暴、犯罪被害者支援、死刑廃止推進、厚生、紛争解決センター、図書館

弁護実務 修習計画シート

これらの研鑽に関わる人たちの中で、一番大変なのは(まあ教官も過酷ですが多少なりともお給金をいただいていますから)、実務修習の指導担当弁護士であり、司法修習委員であり、研修センターの委員だと思います。その見返りの薄さに、みんなが遠慮しがちになっていて、担当していただけるだけで有り難い、という雰囲気になっている気もします。

でもそれはこれまた違うような気がします。実務修習の個別指導担当弁護士には、2か月間の修習をぎゅっと濃縮したものにする工夫をお願いしたい。そのために、今年度から「弁護実務 修習計画シート」を提出していただいています。どういう記録を使って何を学ぶか、修習生が来る前に少し時間を使って計画を立てていただくものです。修習生は導入修習において、自分の課題を「導入修習チェックシート」でセルフチェックしていますから、それも踏まえて、修習生には自覚的に貪欲に修習してもらうことで修習の実がぐんと上がるを期待しています。

個別指導担当弁護士に負担をかけすぎるとは思いませんが、素晴らしい修習を経験すれば、リーガルマインドを持った弁護士が生まれてくる、そう信じてご協力をお願いしています。

弁護士会を起点に 法曹養成を具体的な線に

副会長の任期も後半に入りますが、できることであれば、法曹養成を線で考えることを具体化できないかと考えています。法科大学院の実務家教員で、当会の会員は、今年度、なんと156名です。予備試験合格者が増えていますが、法科大学院はやはり贅沢な教育機関なのです。その大切な教育機関と司法修習、弁護士になってからの研修センターでの継続教育をひとつのつながりにしたいというのが、大それた私の夢です。弁護士が弁護士を育てるといふ弁護士会の重要な機能を果たすためにも、またがんばろうと思います。